第10講

社会科学系（3）
平等

チャプター1

資料読解

生徒メモ欄

1　本書の関心は，私たちが互いの間に「平等な関係」をいかにして築いていくことができるか，にある。

2　このように問いを立てると，なぜ平等な関係を築いていかなければならないのかという反問が返ってくるかもしれない。そもそも，人間は平等ではありえず，持って生まれた能力だけではなく，それを活かしていこうとする意欲にも違いがある。そうした意欲の違いは努力の違いとなって表れるだろうし，その努力は当然異なった成果を結ぶはずである。異なった努力や成果は異なった仕方で報われるべきである。人々の間に「不平等な関係」が生じるのは不当なことではないはずだ，と。

3　私たちの直観にも訴えるこのような反問にどう応答できるだろうか。

4　まず言えるのは，「平等」は「同じである」ことを意味しない，ということである。人々にさまざまな点で違いがあることは事実であり，能力や才能の点で互いに等しくはないというこの事実は不当でも正当でもない。問題は，そうした違いが社会の制度や慣行のもとで互いの関係における有利 - 不利(advantage - disadvantage)の違いへと変換されていく，という点にある。

5　もちろん，制度のもとで生じるあらゆる有利 - 不利がただちに不当なわけではない。しかし，それらのなかには「値しない不利」(undeserved disadvantage)も含まれている。「値しない」というのは，その人に「ふさわしくない」，もっと言えば「不当である」という意味合いを含んでいる。たとえば，十分な才能に恵まれているにもかかわらず，生まれ

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

育った家庭が貧しいために，その才能を伸ばす教育の機会が得られないとしたら，その不利――それは学業上の不利にとどまらず生涯にわたってさまざまな不利を招いていくだろう――は，はたしてその人に「値する」と言えるだろうか。

6 本書が，「不平等」という言葉によって指すのは，そのような「値しない」有利 - 不利が社会の制度や慣行のもとで生じ，再生産されつづけている事態である。有利 - 不利の違いは人々の関係のあり方を決める。不利な立場にある人は，より有利な立場にある人の意に沿うことを強いられやすく，また，劣った者として扱われつづければ屈辱の感情を抱かずにはいられないだろう。不平等が過度のものとなり，固定化すれば，なんとか不利を挽回しようとする意欲すらもてなくなってしまう。そうした関係は不当であると考えるのであれば，それを惹き起こしている制度や慣行は問い直される必要がある。

7 とはいえ，この本では，あらゆる制度や慣行を問い直すことはできない。本書が取り上げるのは，主として，強制力をともなった制度であり，そうした制度の影響を深く被る人々の関係である。制度を共有し，しかもそれを変えることができる立場にある人々を政治学の用法にしたがって「市民」(citizen)と呼びたい。市民としての対等な関係(equal citizenship)を互いの間にどのように築いていくことができるか，市民の政治的平等はいかにして可能か。これを問うことが本書の課題である。

8 繰り返せば，私たちは，あらゆる点で等しくあることはできない。制度を再編し，正当化できない不平等をかりに克服しえたとしても，事情は変わらない。克服されるべきは，人々の間にあるさまざまな違いそのものではなく，あくまでも「値しない」有利 - 不利を生じさせる制度とその作用である。

9 人々は，他のあらゆる点での違いにもかかわらず，市民としては平等な者として尊重され，制度上もそのように扱われるべきである。かりに政治的な立場に大きな格差が生じるなら，有利な立場を占める者によって，不平等を是正すべき制度それ自体が牛耳られてしまうことになるからである。

10 言うまでもなく，政治的な立場は，社会的・経済的な有利ー不利の影響を被らざるをえない。市民が政治的に平等でありうるためには，社会的・経済的な不平等をどうコントロールするかも課題となる。格差が拡大するなかで，平等な者からなる社会をいかに回復していくことができるだろうか。

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

⑪　政治社会における主要な制度の役割は，それを構成する人々の間に対等な関係を築き，それを維持することにある（国家から区別される「市民社会」との違いに着目して，国家を含む社会を「政治社会」と表現する）。現代の社会は，価値観や生き方を異にするさまざまな人々から成っており，そのほとんどは見知らぬ他者のままである。市民が共有する制度は，どのような人も他者から意のままに（恣意的に）扱われることのない立場を保証するためにある。

⑫　「主要な制度」とは，市民の権利・義務を規定し，社会的協働から生まれる利益や負担を市民に分配する制度——たとえば税制や社会保障制度——を指す（社会的協働social cooperationはロールズの用語である。本書では，労働だけではなく政治的，社会的活動などを通じて人々が互いに結びつき，それによって生みだされる利益やそれを維持するための負担を共有する関係を指すものとして用いる）。それらの多くは，強制力をもって執行される制度の形態をとっており，市民は，そうした制度を通じて他の市民の生活（生き方）を規定しあう立場にある。

⑬　多元化した社会にあって，ある特定の人々の利害関心や価値観に沿って公的な制度が用いられるなら，ある市民は他の市民にとっての利益や価値を実現するための手段として扱われることになろう（多くの市民の安全をはかるために特定市民の表現の自由や移動の自由が長期間にわたり制約されるケースを想定してほしい）。そうした手段化を避けるためには，制度は，すべての市民を平等に尊重しなければならない。市民相互の関係においてこの「平等な尊重」(equal respect)を保障することが制度が正統であるための条件である。

⑭　いま述べたように，制度の役割は，市民の間に対等な関係を構築し，それを維持することにある。この関係が損なわれるとき，劣位にある人々は優位にある人々による抑圧を被りやすい立場にたたされることになる。政治的関係における支配，経済的関係における収奪や搾取，社会的関係における排除や周辺化，文化的関係における偏見や差別などがそうした抑圧の諸形態である。

⑮　本書が主として取り上げる，政治的関係における支配(domination)は，人々が，自らが制御することのできない他者の意思によって制御される立場にたたされるときに生

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

じる。そのような場合，人々は，他者による実際の干渉を被らないときでも，他者の意に背かないよう，むしろ他者の意を汲んで行動することを余儀なくされるようになる（アメリカの政治哲学者P・ペティットは自由を「支配がないこと」(non-domination)として定義する）。

⑯　たとえば，ある非正規労働者のケースについて考えてみよう。彼女は，職場にとどまろうと望む——その職場を離れると生計の見通しが立つ新たな職場が見つかる保証がない——とき，かりに雇用主の意向が変わる——わずかな賃金の上昇と引き替えにハードな管理業務に就かせられる——としても，その意向に逆らうことは難しい。彼女は，雇用主の意思を制御しうる立場にはなく，逆にそれによって制御されやすい脆弱な立場にある。

⑰　このように，制度の重要な役割は，市民が他の市民の意思に依存する関係に陥らないようにするために，不利な立場にある人々が他者の恣意に抗しうる条件を保障することにある。いま挙げた例について言えば，最低賃金の保障，労働時間の規制，解雇規制あるいはハラスメントの防止などがそれに当たる。この場合，彼女が雇用主の意に背いて仕事を辞めるときに生活保障が確実ではないことが彼女の立場を脆弱なものにしている——労働市場が売り手市場になれば彼女の労働条件は改善されるだろうが，そうした条件はつねに得られるわけではない——とすれば，制度は，雇用を離れても生活が成り立つ条件を保障する必要がある。

⑱　日本の社会には，制度が市民間の対等な関係を保障するのではなく，逆に，それを損なうような仕方で作用する事態すら見出される。ある地域に暮らす人々は，国策プロジェクトが推し進められるなかで，さまざまなリスク，誰もが避けたいと願う「負の財」(negative goods)を押し付けられてきた。たとえば，軍事基地や原子力発電所，産業廃棄物処分場などはそうした「負の財」の典型である。

⑲　もちろん，負の財をまったく生みださないような社会的協働は存在しないし，それをどう分配すべきかはつねに避けられない政策課題になる。しかし，ある特定の市民に対してのみ，しかも半ば恒常的に負の財を分配しつづけることは，それを負荷される人々を平等な市民として扱っていることにはならないだろう。

⑳　市民間の平等な関係とはどのような関係だろうか。以下，この社会における不平等を問い直していくために，J・ロールズの議論を参照して，それがどのような関係を指す

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

のかを明らかにしていきたい。
21　ロールズは，人々が関係において占める立場（ポジション）として，次の二つを挙げている。一つは，「平等な市民としての立場」であり，もう一つは，「所得および富の分配において各人が占める場所によって規定される立場」である。
22　「平等な市民としての立場」(equal citizenship)は，各市民が基本的諸自由（政治的自由，言論・結社の自由，良心・思想の自由など）を平等に享受でき，しかも，各市民が公正にひらかれた機会にアクセスできる立場にあることを指す。公正な機会の平等とは，どのような階層（所得階級）に属するか――どのような家庭に生まれ，育ったか――に関わりなく，同じレベルの才能と意欲をもつのであれば，誰もが同じ機会を享受しうるということを意味する。たとえば，他の学生と同じ学力や意欲をもった学生が学資の見通しが立たないがゆえに進学の断念を強いられないことを，公正な機会の平等は求める。
23　本書が注目するのは，「平等な市民としての立場」は，「所得および富の分配において各人が占める場所によって規定される立場」の影響を避けがたく被らざるをえない，ということである。というのも，所得や富の分配において著しい格差があれば，その格差は，平等に享受されてしかるべき政治的自由を不平等なものとし，社会が一部の人々によって牛耳られるような事態を招いてしまうからである。すべての市民が「平等な市民としての立場」を享受しうるようにするためには，所得や富の不平等を一定の限度内に抑えることが必要になる。
24　市民間の平等な関係は，「平等な市民としての立場」のみならず，「所得および富の分配において各人が占める場所によって規定される立場」についても，一方が他方を恣意的に制御できるような優位 - 劣位の関係が市民の間に生じていないときに成り立つ。

25　市民の間に優位 - 劣位の関係が生じないことは，それぞれの市民が「自尊」(self-respect)の感情をもつための条件でもある。ロールズは，「自尊の社会的基盤」を制度によって分配される「基本財」――それは人々が「自由かつ平等な市民という資格においてもつ欲求の対象」として定義される――のなかでも最も重要な財として位置づけている。そして，「自尊の社会的基盤」は，自由，機会および所得・富といった他の基本財が公正に分配されるときに得られる。他

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

の市民が享受しうる自由を享受できない，平等にひらかれてしかるべき機会にアクセスしえない，あるいは所得や富の格差が甚大なものとなる場合には，自尊の条件は損なわれる。

26　自尊は対等な市民として他者から尊重されるときにはじめて得られるものであり，他の市民との関係において劣位の者として扱われることが続くなら，市民間の関係から相互の尊重が失われる。ロールズによれば，自尊をいだく人々には互いを尊重しようとする傾向があり，逆に自尊か損なわれる場合には，嫉みなどの負の感情が対等な関係を損なっていく。ロールズが指摘するように，社会の最下層に放置される人々は，政治社会の制度への信頼を失い，それに背を向けるようになる。

27　このように市民の自尊の条件を損なうような制度は，安定したものではありえない。自らが制度によって劣位の者として扱われているという認識は，制度への信頼，そして他の市民への信頼を彼らから奪うからである。この点から見れば，あらゆる市民が自尊の条件を享受しえているかどうかが，互いの間に平等な関係が成り立っているのか否かを判断するための尺度となる。

28　ロールズは，「アンダークラス」と呼ばれる社会層においてこのような自尊の条件が決定的に損なわれていることを重視している。たとえば，生活保護の受給者がしばしばそうであるように，制度的に保護・救済の対象として扱われる人がそのことで落伍者とみなされ，「二級市民」として扱われるなら，自己を尊重することは難しく，社会に背を向けるようになるだろう。同様に，いつでも使い棄てることのできる安価な労働力としてのみ扱われるならば，自尊の条件は損なわれるだろう。

29　政治社会の制度が，ある人々を劣位の者として扱うことを避けるとともに，すべての市民に自尊をもつことを可能にするような平等な立場を保障すべき理由は，いま述べた点にある。

30　念のために言えば，市民の間に対等な関係を築き，それを維持することは，市民をあらゆる点で平等化することを目ざすわけではない。制度が是正しようとするのは，あくまでも許容しえない不平等，正当化することのできない不平等である。それでは，正当化しえない不平等とはどのような

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

ものだろうか。まず考えられるのは，各人にはいかんともなしがたい諸事情，つまり，各人の責任を問うことのできない諸事情によって，不利な立場にたたされることである。

31　現代の政治理論には，「運の平等主義」(luck egalitarianism)と呼ばれる議論があるが（R・ドゥオーキン，G・A・コーエン，J・ローマー，R・アーヌソンらがその代表的な論者である），この議論が是正しようとするのは，本人に帰責することのできない諸事情によって惹き起こされる不平等である。「運の平等主義」は，各人が選択しえない事柄については責任を問うことができず，他方，その人が選択できる事柄については責任を問うことができると考える。たとえば，生来の障碍（しょうがい）は本人にはいかんともしがたい事柄であり，そこから生じる不利に対して彼に責任を問うことはできない。同様に，貧しい家庭に生まれ，育つことも本人にはコントロールできない事柄であり，そこから生じる不利に対して彼は責任を問われるべきではない。

32　「運の平等主義」によれば，そうした不利をあたかも本人の選択の帰結であるかのように扱うことは不当であり，そのような「値しない不利」に対しては，社会から補償がなされてしかるべきである。他方で，「運の平等主義」は，人々が自分で選択した事柄に対しては正当にその責任を問うことができると考える。たとえば，自分で選択した職業が他の職業に比べて収入が低いとしても，人々はその選択の帰結を受け入れなければならないし，同一の職業のなかで，貢献の程度に応じて所得に格差が生まれるとしてもそれは何ら不正な事柄ではない。

33　要約すれば，「運の平等主義」は不平等を次のようにとらえる。不平等は，それが各人が制御できない事柄の違いを映しだしている場合には正当化できず，それが各人による選択がもたらす影響の違いを映しだしている場合には正当化できる，と。

34　「運の平等主義」の考え方，つまり，財の分配は，人々が行う選択には敏感に応じるべきであり，人々が被る不運には応じるべきではないという考え方は，至極理にかなっていると考えられるかもしれない。自分が行ったことについては責任が問われるし，そうではないことで不利な立場を強いられるのはおかしいという考え方は，私たちの直観に訴えるところが多分にある。

35　たしかに「運の平等主義」には，本人の責任を問いえない

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

事柄に対して責任を問うことを不当であると考え，いかんともしがたい不運を被っている人々に対する補償(compensation)を正当化するというメリットがある。「運の平等主義」は，選択とそれに対する自己責任を重視する新自由主義的な論理をいわば逆手にとって，正当化しえない不平等に対する社会の責任を問うのである。しかし，この考え方の難点として，次の点を指摘することができる。

36　まず，本人による選択の帰結とみなされる事柄に対しては何ら補償の必要はないという考え方は，その人に対する冷酷な扱いを正当化することにもなる。この考え方によれば，近親者を介護するために学業やキャリアの継続を断念し，そのことによって社会との接点を失い，貧窮に陥ったとしても，それは本人の選択によるものであり，社会には彼女を支援する責任はないと考えられるだろう。また，自然災害が起こりやすい土地に住みつづけることも，本人の自己責任を問いうる事柄とみなされるかもしれない。

37　幸い，日本の現行制度は，このような選択と運の厳密な区別に対応するようにはアレンジされてはいない。本人の選択の帰結とみなされる事柄に対しても，社会は一定の支援を行っている（たとえばスキーで転倒したために障碍をもつようになったとしても，公的保険の適用から排除されることはない）。それが，市民の間に平等な関係を築き，維持するうえで十分なものであるかどうかは措くとしても，あらゆる選択の帰結に対して自己責任を厳しく問うという仕組みにはなっていない。

38　「運の平等主義」の考え方には，市民の平等を擁護するという点から見て，ほかにも無視できない問題がある。というのも，この考え方は，運に恵まれた人々がそうではない人々に支援の手をさしのべるという優劣の関係を市民の間につくりだすからである。

39　不運に対して補償を受ける人々は，自らの抱えるハンディを，あるいは自分の能力が十分なものではないことを社会に示さなくてはならなくなる（生まれつきの容貌のために不利な立場を余儀なくされている人は，その補償を受けるために自らの容貌が「劣っている」ことを認めなくてはならない）。不運への補償それ自体がつくりだすこのような優劣の関係は，社会の制度はすべての市民に平等な地位を保障し，それにもとづく自尊を可能にすべきであるという考え方とは相容れない。

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

40　「運の平等主義」には，選択の帰結に対する冷酷な処遇を正当化し，不運に対する補償が市民の間に優劣の関係をつくりだし，補償を受ける市民に「劣位の者である」というスティグマを与えるという難点がある。それに加えて，次の二つの問題を指摘することができる。一つは，純粋に本人の自己責任を問うことができるような選択はありうるのかという問題であり，もう一つは，補償という財の再分配だけで正当化しえない不平等に対処できるかという問題である。

41　そもそも，個人の自己責任を問うことができる純粋な選択というものがあるかとうかは疑わしい。「インセンティヴ・ディバイド」（意欲の格差）をめぐる議論が示すように，「やる気」は本人には帰責できない事情（家庭環境）によって左右されるだけではなく，生来の才能によっても規定される部分がある。個人の自己責任を問える範囲を特定するのはきわめて困難であり，努力に応じた財の分配に対してロールズが否定的な見解を示したのも，選択とそうでないものをはっきりと切り分ける術を私たちはもっていないからである。

42　とはいえ，個人がどのような選択をしようと，その選択にはつねに当の個人が制御できない要因が作用しており，それゆえその責任を問うことはできない，とするのもあまりに原理的に過ぎるかもしれない。だとすれば，社会の制度に求められるのは，ある個人の選択に対して責任を問うことができるような選択状況をつくりだすことである。もし，ある個人が，不利な状況で何らかの選択を余儀なくされるのではなく，しかも選択を行うに際して十分な情報と熟慮の機会が得られるとすれば，その個人が自らの選択に対して責任を負うことは理にかなっていると考えることもできる。問題は，そのような公正な選択状況を社会の制度がつくりだせるかどうかにある。

43　正当化しえない不平等に補償をもって十分に対処しうるかどうかも，再考すべき論点の一つである。アメリカの社会では黒人と白人の間に不平等が根強く存在する。黒人と犯罪性を結びつけるプロファイリングが行われているのは周知のとおりだし，白人と同等の所得や富を得た黒人が，白人中心の居住地に住むのがたやすいかと言えばそうではない。

44　E・アンダーソンが指摘するように，黒人の「劣位性」を規定しているのは所得や資産等の経済的要因というよりもむしろ人種的要因である。人種にもとづく集団間の隔離

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

(segregation)が存在するために，劣位の集団は，優位の集団がもつ機会にアクセスすることがかなわず，各種の資本形成（金融資本，人的資本，社会関係資本，文化資本）において不利な立場にたたされることになる。

㊺　こうした集合的なカテゴリーにもとづく格差は，人種だけではなく，ジェンダー，性的指向，エスニシティ，宗教などについても生じる。日本では，男性と女性の格差がなおもはなはだしい──「世界経済フォーラム」(2016年)のジェンダーギャップ指数ランキングでは日本は144カ国中111位へとさらに後退している。女性には男性とくらべアクセスしうる機会が閉じられているが，カテゴリー間の不平等に対して，個々人への資源の再分配によってのみ対処することには限界がある。

㊻　というのも，ほとんどの場合，人々の属する集団は自発的に選択されるものではなく，非自発的に与えられるものである。そうした集団は，人々の選択状況を左右し，劣位の集団に属する人々の選択の機会を制約する。個々人の力によってその制約を脱することがかりに可能だとしても，それはむしろ例外にとどまるだろう。集合的なカテゴリーにもとづく不平等は，有利 - 不利をもたらす要因をもっぱらそれぞれの個人に帰す「運の平等主義」とは異なった対応を必要としている。なぜなら，市民の間に正当化しえない不平等をもたらしている大きな要因は，個人の属するカテゴリー的な諸集団に優位 - 劣位の序列を与えるような，現に社会で妥当している規範でもあるからである。

㊼　「運の平等主義」の考え方には，いま見てきたように，いくつかの難点がある。正当化しえない不平等に対応するためには，問題を個人的な要因に帰すのではなく，人々が他者との関係においてどのような立場を占めているか，その有利 - 不利がどのような諸要因によって規定されているかを考察することが必要になる。

齋藤純一『不平等を考える─政治理論入門』(ちくま新書，2017年)から抜粋し，出題用に編集を加えた

（2021年度　名古屋大学　法学部　前期）

生徒メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター2

問題およびヒント

問題を見てみよう

この文章を踏まえ，不当な有利 - 不利にあたるとあなたが考える現代社会における不平等の具体例を一つ取り上げながら，その不平等の是正が「運の平等主義」の考え方に基づいてどのように正当化できるか，またその正当化はどのような難点を伴うかについて，論じなさい。取り上げる具体例は，筆者が挙げている事例に限定するものではありません。字数は600字以上800字以内とします。

解答案をつくってみよう

100

200

300

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

400

500

600

700

800

（　　　　　字）

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

評価してみよう

答案が完成したら、以下の表を用いて自己評価をしてみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S	A	B	C	F
意見（主張）	設問と意見との関係	S	A	B	C	F
	独自性・独創性・発展性	S	A	B	C	F
理由（根拠）	事実に基づいた論証	S	A	B	C	F
	重要性・問題性	S	A	B	C	F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S	A	B	C	F
	簡潔な記述	S	A	B	C	F
表記・表現	誤字・脱字	S	A	B	C	F
	段落の設定	S	A	B	C	F
	制限字数	S	A	B	C	F
	文体の統一	S	A	B	C	F
	表現技法	S	A	B	C	F

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター3

答案例①

　私は、不当な有利ー不利に当たる、現代社会における不平等の例を挙げるのであれば、男女の格差にあると考える。昔から、様々な面において、男女の格差は問題視されている。

　例えば雇用問題が挙げられる。女性は出産や育児などで一旦離職せざるを得ない機会があり、復帰しても時短で勤務することがある。一般的な企業では、働く女性に向けた制度があるにも関わらず、最低の評価をつけられること、男性と同じ仕事をしていても、女性が管理職に就く割合は少ない。この点からも男女格差は埋まっていないと考える。

　また、世界に目を向けると、その国の習慣や法律などで、満足のいく教育を受けられない女性は多い。知識がないため犯罪に巻き込まれる女性も数多くいる。そういったところからも、日本だけではなく世界中で男女の格差を感じることがある。

　「運の平等主義」では、各人が選択し得ない事柄については責任を問うことができず、その人が選択できる事柄については責任を問うことができると述べている。男性に生まれたこと、女性に生まれたこと、これは自分では決めることができないため、不利が生じたところで何も責任を問うことはできない。

　しかし、「運の平等主義」の考え方は、恵まれた人がそうではない人を支援する、優劣の関係を作り出してしまうという難点もある。私は性別によって不等な扱いを受けても、何らかの補償を受けるのは間違っていると考え

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

る。自分の性別が劣っていることを認めることになるからだ。自分に誇りをもって生きており、劣っているとは思いたくない。同じ人間として生きていて、違うのは性別だけなのだから、優劣をつけるべきではないのではないだろうかと考えている。

　上記の通り、性別によって格差や差別があってはいけない。まずは人間同士優劣をつけることをやめるのが、不当な有利―不利がなくなるための一番良い方法であると考える。

(800字)

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

評価してみよう

答案例①を、以下の表を用いて評価してみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見（主張）	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由（根拠）	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター4

答案例②

　現代社会における不当な有利―不利について、私は、妹が生まれた時から背負っている先天性の身体障害について挙げられるのではないかと考える。

　私の妹は健康体で生まれてきたが、なぜか片目のまぶたが開きにくく、両目がそろって開くことがなかった。当時の産科医は「成長するにつれ筋肉もついて開くようになる」という見解で、家族も楽観視していた。しかし二・三歳になっても妹の片目はぱっちり開くことはなく、結局眼科医に相談したところ　「先天性眼瞼下垂」という病名がついた。視力の問題はないが、見た目や左右の眼球の動きがちぐはぐになる可能性があると言われた。両親は妹が十分可愛いと認識しているものの、将来身体的なことがいじめに繋がってはいけないと考え、手術をすることが決まった。

　私自身は特に身体的に問題なく育ってきたため、妹がわずか四歳にして全身麻酔をすることに抵抗があったが、両親は覚悟の上で手術をすることを選択した。結果は今のところ良好で、何も事情を知らない人がみたときに、特別気にされることもなくなった。

　妹のように、先天的身体障害を抱えている人は、現代社会において多くいるだろう。妹は日本の社会保障制度により手術は高額医療にならず、また執刀医も近くに居たこと、通院にかかる負担も少なかったことから、恵まれた環境にあった。術後も妹は誰からも「あの子片目おかしいね」と言われることも無く

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

なり快適に生活できている。この経験により、妹が背負った「不平等」は家族の選択により是正されたといえる。

　しかし手術により、妹の片目には器具がはいっていることも事実であり、健常者と同等とは言えない。また私は健常で妹には異常があったのかも分からないままである。不平等を背負った者が幸せをつかめても、本人が、「しょうがない」と受け入れなくてはならない事実が一生残ることが難点である。

（797字）

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

評価してみよう

答案例②を、以下の表を用いて評価してみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見(主張)	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由(根拠)	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

チャプター5

レベルアップのための読書案内

本講で学んだことを元に、さらにブラッシュアップするための
おすすめの書籍情報を知り、その書籍の読み方を学びましょう。

講義メモ欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

生徒メモ欄

教員記入欄

©RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。